

「ぐっとずっと。住宅安心サポート [スイッチ・コンセント・ブレーカープラン]」 サービス利用規約
新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (2) 「サービスエリア」とは、本規約の別紙としてHSのウェブサイト [https://sumai.energia.co.jp/spec.html] 上で表示される地域をいう。</p>	<p>第1条 (2) 「サービスエリア」とは、本規約の別紙としてHSのウェブサイト [https://www.homeserve.co.jp/energia/] 上で表示される地域をいう。</p>
<p>第9条 5. 前三項の規定にかかわらず、お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で加入申込みされた場合、HS から申込み内容を記載した書面を受け取った日からその日を含めて8 日以内であれば、加入申込みの撤回ができるものとする。加入申込みの撤回は、お客さまの氏名、住所、担当者名、日付、お申し出印(お客さまの印)、申込みの撤回をする旨を記載し、HS に郵送(書面を受け取った日から8 日以内の消印を有効とする)にて送付すること、または、HS の問い合わせメール(メールアドレス: coolingoff@homeserve.co.jp) に所定の事項を記載しHS に送信することで効力を発揮するものとし、原則書面での申出とする。本項の手続きにて加入申込みの撤回が行われた場合、HS は、既にHS に支払われたサービス利用料があれば、これをお客さまに対し返金する。</p>	<p>規定なし</p>
<p>第14条 1. HSは、本規約に基づくお客さまに対する通知について、以下のいずれかの方法により行う。ただし、解除通知等、通知を必要とする理由がいずれかのお客さまの個別事情に基づくものである場合には、(1)以外の通知方法によるものとする。 (1) HS のウェブサイト (URL: https://www.homeserve.co.jp) もしくは本サービスサイト (URL: https://sumai.energia.co.jp/announce/) 上での表示 (2) お客さまの届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信 (3) お客様お客さまの届け出た住所への郵送により通知</p>	<p>第14条 1. HSは、本規約に基づくお客様に対する通知について、以下のいずれかの方法により行う。但し、解除通知等、通知を必要とする理由が何れかのお客様の個別事情に基づくものである場合には、(1)以外の通知方法によるものとする。 (1) HSのウェブサイト (URL: https://www.homeserve.co.jp) 上での表示 (2) お客様の届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信 (3) お客様の届け出た住所への郵送により通知</p>
<p>第14条 2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく通知の場合には、郵送の発信日から5営業日の経過をもって到達したものとみなす。</p>	<p>第14条 2. 前項第1号及び第2号に基づく通知の場合には、ウェブサイト上で表示した時点又は電子メールを発信した時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく通知の場合には、郵送の発信日から2営業日の経過をもって到達したものとみなす。</p>
<p>第16条 (個人情報) 1. お客さまが、住宅安心サポートに関して提供する個人情報は、HS 及び中国電力株式会社がそれぞれ独自に取得する。HS 及び中国電力は、それぞれの個人情報保護方針 (HS のウェブサイト: https://www.homeserve.co.jp/privacy.html、中国電力のウェブサイト: https://www.energia.co.jp/privacy.html) にしたがって、お客さまの個人情報を利用する。</p>	<p>第16条 (個人情報) 1. お客様が、住宅安心サポートに関して提供する個人情報は、HS 及び中国電力株式会社がそれぞれ独自に取得する。HS 及び中国電力は、それぞれのプライバシー・ポリシー (HS のウェブサイト: https://www.homeserve.co.jp/privacy-policy.html、中国電力のウェブサイト: https://www.energia.co.jp/privacy) にしたがって、お客様の個人情報を利用する。</p>
<p>第19条 HSが住宅安心サポートを実施するに当たり、お客さまの所有する障害物(床タイル、床板等)があるために修繕をすることが困難な場合において、お客さまが希望するときは、お客さまの書面による同意を得て、当該障害物を除去することができる。当該障害物の除去に関する費用についてはお客さまが負担する。</p>	<p>第19条 HSが住宅安心サポートを実施するに当たり、お客様の所有する障害物(床タイル、床板等)があるために修繕をすることが困難な場合において、お客様が希望するときは、お客様の書面による同意を得て、当該障害物を除去することができる。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスの補償内容に関するご説明 / 修繕サービス対象機器 お客さまが所有する電気設備 電気設備とは「コンセント、スイッチ、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターフォン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターフォン、防犯カメラについては、電気配線部分の修繕は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修繕費用は補償対象外となります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービスの補償内容に関するご説明 / 修繕サービス対象機器 お客様が所有する電気設備 電気設備とは「スイッチ、コンセント、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターホン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターホン、防犯カメラについては、電気配線部分の修理は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修理費用は補償対象外となります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 本動産総合保険の補償内容に関するご説明 / 保険の対象 お客さまが所有する電気設備 電気設備とは「コンセント、スイッチ、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターフォン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターフォン、防犯カメラについては、電気配線部分の修繕は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修繕費用は補償対象外となります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 本動産総合保険の補償内容に関するご説明 / 保険の対象 お客様が所有する電気設備 電気設備とは「スイッチ、コンセント、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、ブレーカー、宅内電気配線、照明器具(装飾を除く)、インターホン、防犯カメラ、敷地内電気配線」等を指します。 ※上記の内、照明器具、インターホン、防犯カメラについては、電気配線部分の修理は補償対象ですが、配線以外に関する本体の交換費用や部品の修理費用は補償対象外となります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・お客さまによる犯罪行為、法令違反、故意、重過失により生じた損害</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・犯罪行為、法令違反、故意、重過失、地震、噴火、津波等その他不可抗力により生じた故障</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・お客さまが製造メーカーの承認を得ずに対象機器・設備を改造(個々の設備又は機器の構造、強度又は機能を変更する工事)して生じた損害、及び改造した設備の修繕</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・お客様が製造メーカーの承認を得ずに対象機器・設備を改造して生じた故障</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・地盤沈下、豪雨、豪雪、台風、洪水、大規模火災及びその他一般的に不可抗力と見做される事象により生じた損害</p>	<p>規定なし</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・対象機器の基本的な機能および通常使用の際に影響のない損害(外観の瑕疵や付加機能の損害を含む)</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・対象機器の機能および使用の際に影響のない損害(外観の瑕疵を含む)</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・修繕に伴って発生した廃材等の廃棄費用</p>	<p>規定なし</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 修繕サービス及び本動産総合保険に関する共通の免責事項 ・その他、送電事業者の責任範囲とされる部分の損害</p>	<p>規定なし</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※1 例(1):住宅敷地内において経年劣化によりスイッチボタンが機能せず修繕に1万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒本サービスに加入し、HSに依頼した場合、全額補償対象となります。 例(2):よく電気が切れる為、確認したところ、メインブレーカーが破損しており、修繕に3万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒本サービスに加入し、HSに依頼した場合、全額補償対象となります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※1 例(1):住宅敷地内において経年劣化によりスイッチボタンが機能せず修理に1万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒全額補償対象となります。 例(2):よく電気が切れる為、確認したところ、メインブレーカーが破損しており、修繕に3万円(出張費含む)の費用が発生した。 ⇒全額補償対象となります。</p>
<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2 地震、噴火、津波などの自然災害時や台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件下によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの災害・気象状況により、修繕サービスの提供が遅れる可能性があります。また修繕義務を履行することが著しく困難であるとHSが判断した場合には、修繕サービスの提供をお断りする場合があります。</p>	<p>(別表1) 修繕サービス及び本動産総合保険の補償内容 ※2 台風、大雨、暴風、豪雪等の気象条件によって生じた不具合については、上記の免責事項に該当しない場合であっても、これらの気象条件により、HSが修繕義務を履行することが著しく困難であるとHSが判断した場合には、修繕サービスの提供をお断りする場合があります。</p>